

平成16年 6月30日 制定 (国空機第1359号)
平成17年10月 1日 一部改正 (国空機第 682号)
平成19年 3月28日 一部改正 (国空機第1360号)
平成23年 6月30日 一部改正 (国空機第 282号)
平成24年 3月30日 一部改正 (国空機第 740号)
平成31年 3月 1日 一部改正 (国空機第 1271号)
令和2年 6月 17日 一部改正 (国空機第 285号)

サーキュラー

国土交通省航空局安全部航空機安全課長

件名： 国際航空運送事業の用に供する航空機に対して行う予備品証明を有しない重要装備品の本邦外における交換作業について

1 概要

航空法（（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第20条第1項第4号の業務の能力についての認定を受けた事業場（以下「航空機整備改造認定事業場」という。）が、法第18条第1項に定められた航空機の安全性の確保のため重要な装備品（以下「重要装備品」という。）の交換作業を行い、法第19条第1項又は法第19条の2の確認（以下「確認」という。）を行う場合には、当該重要装備品は法第18条第1項の予備品証明を受けた装備品（予備品証明を受けたものとみなす輸入装備品及び装備品基準適合証が添付された装備品を含む。以下同じ。）であることが必要であると運用してきたところであるが、本邦外においては、国際航空運送事業の用に供する航空機について、予期しない故障等が発生した際の利用者の利便を確保するため、一定の条件を基に、予備品証明を受けていない重要装備品の交換作業についても、航空機整備改造認定事業場において確認を行うことができることとし、本サーキュラーにおいて、当該確認を行うための条件等を定める。

なお、国際民間航空条約加盟国から運航証明を受けた航空運送事業者が耐空性を確認し、IATAの部品プール協定（IATP）（本邦航空運送事業者との間でIATPに準拠した装備品の賃貸に関する個別の取極がある場合は、当該取極）に定められた基準及び手続きに従って提供される装備品についても、本サーキュラーが適用される。

本サーキュラーは、航空機整備改造認定事業場が、法第19条第1項又は法第19条の2の規定により当該航空機が法第10条第4項の基準に適合することを確認するための条件及び手続きの詳細を示すものであり、原則として、関係者は本サーキュラーに従って手続き等を行うことが求められる。

2 条件等

2.1 航空機整備改造認定事業場において、予備品証明を有しない重要装備品の交換作業を行った航空機について確認を行う場合には、装備しようとする重要装備品、当該重要装備品が装備される航空機及び当該事業場が、以下の全てを満足しなければならない。

- (1) 装備される装備品が他の航空会社等からの一時借用品であること。
- (2) 一時借用品が、外国当局の認定を受けている事業場により発行された、耐空性を有することを示す証明書（本証明書とトレーサビリティを有することが確認されているサービサブル・タグでもよい。）を有すること。
- (3) 一時借用品が外観検査の結果、問題のないこと。
- (4) 航空機が AOG 状態（Aircraft On the Ground：航空機の飛行に際し、予備部品等がないために必要な整備が実施できず航空機を航空の用に供せない状態）にあること。
- (5) 一時借用品を装備しようとする航空機が、国際航空運送事業の用に供する事業機であること。
- (6) 確認を行う航空機整備改造認定事業場が、確認を行おうとする航空機の型式限定、及び、確認する作業に対応した作業の区分又は作業の内容についての限定を有し、かつ、その作業及び確認を行う場所が本邦外であること。なお、本サーキュラーに基づく交換作業については、当該作業に限った作業の区分又は作業の内容の認定を取得することができる。

2.2 予備品証明を有しない重要装備品の交換作業を行った航空機について、確認を行おうとする航空機整備改造認定事業場は、次に掲げる事項を含む一時借用品の取扱方法を業務規程に定めなければならない。

- (1) 一時借用品の供給者の一覧。
- (2) 有効と認められる証明書等の一覧。ただし証明書等が FAA Form 8130-3 又は EASA(JAA) Form One である場合はその旨の記載でよい。
- (3) 一時借用品の領収検査において行う検査の内容。
領収検査においては一時借用品について行う検査には以下の事項を含まなければならない。
 - (a) 一時借用品が有効な証明書等を有することの確認。
 - (b) 一時借用品の外観を検査し、問題のないことの確認。
 - (c) 航空機に装着した後の機能検査（機能検査が必要なものに限る。）の実施及び当該機能検査の結果、問題ないことの確認。
- (4) 一時借用品を装備した際に航空日誌に記載すべき内容。
予備品証明を有しない重要装備品を借用して航空機に装備し、所定の確認を

実施した旨航空日誌に記載しなければならない。

- (5) 一時借用品の供給者に対して行う監査の方法。

監査は実地又は書類により2年に1度行わなければならない。

ただし、航空運送事業者が一時借用品の供給者に対して監査を実施している場合、当該監査の適切な実施を確認することをもって、航空機整備改造認定事業場は一時借用品の供給者に対する監査に代えても良い。

(注) 航空運送事業者自らが航空機整備改造認定事業場に一時借用品を提供する場合にあって、航空運送事業者が一時借用品の供給者に対して監査を実施し、その整備規程に上記(1)項、(2)項及び(5)項に掲げる事項が定められている場合は、航空機整備改造認定事業場は上記(1)項、(2)項及び(5)項に掲げる事項を業務規程に定めることを省略することができる。ただし、この場合にあっても、航空機整備改造認定事業場は、航空運送事業者が一時借用品の提供者に対し適切に監査を実施していることを確認しなければならない。

- 2.3 第2.1項の条件に該当しない重要装備品の交換は、予備品証明を有することが必要である。
- 2.4 本サーキュラーの適用を受け、本邦外において、予備品証明を有しない重要装備品を装備し、航空機整備改造認定事業場において確認を受けようとする航空機に適用される整備規程には、当該装備品は、当該航空機がその後最初に主基地に帰還するまで、又は、当該装備品の取り付け後2週間以内のいずれか早いうちに、予備品証明を有する装備品と交換する旨定めなければならない。ただし、当該装備品の借用後直ちに交換用装備品を手配（発注又は他社からの融通を含む。）するものの、最初に主基地に帰還した時点で入手できていない場合には、2週間を超えない範囲において可能な限り早い時点で予備品証明を有する装備品と交換することとする。この場合にあつては、交換期限を延長した一時借用品に係る管理の方法を整備規程に定めること。なお、ただし書の事例が発生した場合は、航空局との定例会議等において航空運送事業者より報告すること。
- 2.5 本サーキュラーの適用を受けた装備品について安全上問題があるおそれがあると当局が判断した場合には、航空法第134条の規定に基づき、当該装備品の確認を行った整備改造認定事業場又は当該装備品を使用した航空運送事業者に対し、報告聴取又は立入検査を行う場合がある。

附則

1. 本サーキュラーは、平成16年6月30日から適用する。
2. 施行日から2年後までの間は従前の例によることができる。
3. 本サーキュラーにより、TCL-162-98「定期航空運送事業又は国際不定期航空運送事業の

用に供する航空機に対して行う予備品証明を有しない重要装備品の本邦外における交換作業について」は、廃止する。

附則（平成17年10月1日）

1. 本サーキュラーは、平成17年10月1日から適用施行する。

附則（平成19年3月28日）

1. 本サーキュラーは、平成19年3月30日から適用する。

附則（平成23年6月30日）

1. 本サーキュラーは、平成23年7月1日から適用する。

附則（平成24年3月30日）

1. 本サーキュラーは、平成24年3月30日から適用する。

附則（平成31年3月1日）

1. 本サーキュラーは、平成31年3月1日から適用する。

附則（令和2年6月17日）

1. 本サーキュラーは、令和2年6月18日から適用する。

本サーキュラーに関する質問・意見等については下記に問い合わせること。

国土交通省航空局安全部航空事業安全室整備審査官

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

電話番号 03-5253-8731

FAX 03-5253-1661